

経営委員会御中

平成 23 年 7 月 26 日

監査委員会活動結果報告書

選定監査委員 井 原 理 代



選定監査委員 石 島 辰太郎



選定監査委員 浜 田 健一郎



監査委員会は、別紙の通り、平成 23 年度監査委員会監査実施計画を決定し、また、監査委員会規程を改正(7 月 25 日施行)しましたので、ご報告いたします。

平成 23 年 7 月 25 日

監 査 委 員 会

## 平成23年度監査委員会監査実施計画

平成23年度監査委員会監査実施方針に基づき、重点監査項目および年間監査実施計画を以下のとおり定める。

### I 業務監査

役員の職務の執行を、監査委員会監査実施要領に基づいて、以下の重点監査項目を重視し監査する。

#### (重点監査項目)

- ・ 内部統制の推進状況および関係部局のリスク対応の取り組み状況の監査
- ・ 最適なグループ経営の推進に向けた執行状況の監査
- ・ 効果的、効率的な営業活動の推進に向けた改革の取り組み状況の監査

#### 1 内部統制の推進状況および関係部局のリスク対応の取り組み状況の監査

##### (1) 会長・担当理事へのヒアリング

- ・ 全社統制(トータル管理等)に関する取り組み状況
- ・ リスクマネジメント委員会決定事項の進捗状況

##### (2) リスクマネジメント委員会への出席および総合リスク管理室等へのヒアリング

- ・ 業務の“見える化”および“見える化”による課題への対応状況
- ・ リスクの抽出と対応等、リスクマネジメントの実施状況
- ・ グループ・リスクマネジメント体制構築への取り組み状況

なお、総合リスク管理室-常勤監査委員・監査委員会事務局で定例の連絡会を開催

##### (3) 内部監査室への監査結果ヒアリング等

- ・ 定期監査等の実施状況
- ・ 発見事項、指示事項の対応状況
- ・ 監査実施の立会い

なお、内部監査室-常勤監査委員・監査委員会事務局で定例の連絡会を開催

##### (4) IT統制委員会への出席および情報システム局等へのヒアリング

- ・ IT統制の取り組み状況
- ・ IT統制委員会の決定事項の進捗状況

#### 2 最適なグループ経営の推進に向けた執行状況の監査

##### (1) 会長・担当理事へのヒアリング

- ・ グループ経営の理念の具体化・共有化の取り組み状況
- ・ 最適なグループ経営に向けた基盤整備等の取り組み状況
- (2) 関連団体協議会等への出席および関連事業局等へのヒアリング
  - ・ 関連団体協議会等での取り組み状況
  - ・ 分野別経営者会議等での取り組み状況
- (3) 子会社等へのヒアリング
  - ・ 最適なグループ経営の推進に向けた取り組み状況

### 3 効果的、効率的な営業活動の推進に向けた改革の取り組み状況の監査

- (1) 会長・担当理事へのヒアリング
  - ・ 支払い率78%、営業経費率10%を目指した取り組み状況
  - ・ 営業改革推進委員会の取り組み状況
- (2) 営業局等へのヒアリング
  - ・ 支払い率向上に向けた取り組み状況
  - ・ 営業経費削減に向けた具体的な改革状況
- (3) 営業拠点等へのヒアリングおよび視察
  - ・ 効果的、効率的な営業活動に向けた取り組み状況
  - ・ 法人委託拡大に向けた取り組み状況

### 4 23年度事業計画の執行状況の監査

### 5 経営委員会委員の職務執行状況の監査

### 6 重要な会議への出席、個別調査等

### 7 意見書付記事項

「日本放送協会平成22年度業務報告書に添える監査委員会の意見書」の付記事項について、役員の取り組み状況を注視する。

## II 会計監査

協会の財務諸表に関する監査を、監査委員会監査実施要領に基づき実施する。

(参考)

平成 23 年 3 月 29 日

経 営 委 員 会 御 中

監 査 委 員 会

## 平成 23 年度監査委員会監査実施方針

平成 23 年度の監査委員会の監査の実施に関し、監査委員会規程第 3 条第 2 項③に基づき監査実施方針を次のとおり定める。

### 1 重点監査項目

平成 23 年度の具体的な重点監査項目は、別途定める。

### 2 実施内容

#### (1) 業務監査

経営委員を含む役員の職務の執行の適法性及び妥当性を、四半期業務報告及びヒアリング・現場視察、内部監査室・総合リスク管理室の報告等に基づいて監査する。

#### (2) 会計監査

NHK の財務状況を、会計監査人との意見交換及び関係部局からのヒアリング等に基づいて監査する。

### 3 意見書の作成および活動結果報告

#### (1) 業務監査

NHK が作成する業務報告書に添える監査委員会の意見書を平成 24 年 6 月末日までに作成する。(放送法第 38 条第 1 項)

#### (2) 会計監査

NHK が作成する財務諸表に添える監査委員会の意見書を平成 24 年 6 月末日までに作成する。(放送法第 40 条第 1 項)

#### (3) 監査委員会の活動結果報告

経営委員会に対する監査委員会の活動結果報告は四半期業務報告に基づくことを基本とするが、それに加えて個別調査等により随時行う。(放送法第 22 条の 2 第 5 項)

### 4 年間監査計画

平成 23 年度の具体的な監査計画は、別途定める。

# 監 査 委 員 会 規 程

制定 平成 20 年 4 月 1 日  
改正 平成 22 年 3 月 9 日  
改正 平成 23 年 7 月 25 日

## 第 1 条（目的）

本規程は、放送法、放送法施行規則および日本放送協会（以下「協会」という。）の定款に基づいて、監査委員会に関する基本的事項を定める。

## 第 2 条（組織）

- 1 監査委員会は、監査委員 3 人以上をもって組織する。
- 2 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも 1 人以上は、常勤とする。

## 第 3 条（職務）

- 1 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。
- 2 監査委員会は、次に掲げる事項について審議し、決議する。
  - ① 本規程第 9 条の意見書
  - ② 本規程第 4 条第 2 項および第 3 項の報告の徴収その他の特定の職務を行う監査委員の選定
  - ③ 監査の実施計画に関する事項
  - ④ 本規程第 8 条第 1 項の報告の内容
  - ⑤ 内部監査室を指揮して監査することを必要とする事項
  - ⑥ 本規程第 4 条第 2 項および第 3 項の報告の徴収または調査に関する事項
  - ⑦ 議事の手続きその他監査委員会の運営に関する事項
  - ⑧ その他監査委員会がその職務の執行に必要と認めた事項

## 第 4 条（情報交換、報告徴収権、調査権）

- 1 監査委員会および会長は、監査委員会の監査が実効的に行われるよう定期的に情報交換を行う。
- 2 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員および職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告または調査を拒むことができる。
- 5 第 2 項および第 3 項の監査委員は、前条第 2 項第 6 号に掲げる事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。
- 6 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

## 第 5 条（法令違反等に関する報告徴収）

- 1 次に掲げる事実等をそれぞれ当該各号に定める者が知ったときは、その都

度、監査委員会はその者から報告を受ける。

- ① 協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（会長、副会長および理事）
  - ② 協会に損害を及ぼすおそれのある事実（会長、副会長および理事）
  - ③ コンプライアンス通報の内容（会長）
  - ④ 役員の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実（会計監査人）
- 2 前項に掲げるもののほか、内部監査の実施状況およびリスクマネジメント部門の活動状況について、監査委員会は、会長、副会長もしくは理事または担当の職員から、随時、必要な報告を受ける。

#### 第6条（役員行為の差止め）

監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### 第7条（会議）

- 1 監査委員会は、各監査委員が招集する。
- 2 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 監査委員会は、その職務の執行のため必要と認めるときは、役員に対し、当該役員の職務に関し、監査委員会の会議に出席して説明を行うことを求めることができる。
- 5 監査委員会は、会議の終了後、その議事録を作成する。

#### 第8条（経営委員会への報告）

- 1 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。
- 2 監査委員は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

#### 第9条（意見書の作成）

監査委員会は、協会が毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書およびこれらに関する説明書に添えて総務大臣に提出する意見書、ならびに毎事業年度の業務報告書に添えて総務大臣に提出する意見書をそれぞれ作成する。

#### 第10条（調査補助）

監査委員会は、その職務の執行に資するため、必要に応じて、公認会計士等の外部専門家に監査の補助をさせることができる。

#### 第11条（出張旅費）

監査委員の第3条の職務執行に必要な出張については、その旅費規程を別

途定める。

#### 第12条（事務局）

- 1 監査委員会の職務の執行を補助するものとして、監査委員会事務局を設置する。
- 2 監査委員会事務局の職員は、監査委員会の指揮命令に従い、その職務執行に資する業務に従事する。
- 3 監査委員会事務局の職員に関する人事異動および評価は、会長が、監査委員会の事前の同意を得てこれを行う。
- 4 監査委員会事務局の職員は、第2項の業務の過程で知った機密に属する情報を、監査委員会の承諾を得ることなく、監査委員以外の役員もしくは職員またはその他の第三者に漏洩してはならない。

#### 付則

- 1 この規程は、平成23年7月25日から施行する。
- 2 この規程の定める基本事項について、別途、監査委員会監査実施要領をもって実施の細目を定める。